

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度における保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように公表する。

令和 7 年 9 月 1 日

愛知県知事 大 村 秀 章

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度 (ha)
保安林の種類	単位区域名	
水源かん養保安林	大入川～振草川	221.14
	豊川上流	273.88
	新城地区	294.45
	足助地区	150.99
	豊田地区	9.82
	矢作川下流	15.80
	庄内川～木曽川	73.46
土砂流出防備保安林	大入川～振草川	260.72
	豊川上流	207.30
	新城地区	217.93
	足助地区	113.58
	豊田地区	364.96
	矢作川下流	224.81
	豊川下流	53.70
	渥美地区	16.68
	知多地区	26.28
	庄内川～木曽川	294.54
干害防備保安林	新城地区	1.86
	足助地区	0.66
	矢作川下流	0.62
	豊川下流	1.60
	庄内川～木曽川	1.76
保健保安林	三河地区	60.18
	尾張地区	12.62